

気象警報発令時の対応

台風、大雨、河川氾濫時等の登校について

大雨・河川氾濫・土砂災害の特別警報（レベル5）、危険警報（レベル4）、警報（レベル3）、と暴風・大雪・暴風雪警報（※以下、該当の警報）について

- ① 岐阜市内に在住している生徒が、登校する以前に岐阜市に該当の警報が発表されている場合

- ア 午前 6 時30分までに解除された場合 ・ ・ ・ 平常通りの授業を行う。
- イ 午前 6 時 30 分から午前 11 時まで解除された場合 ・ ・ ・ 解除後 2 時間経てから授業を開始する。
- ウ 午前 11 時以降に解除された場 ・ ・ ・ 当日の授業は中止する。

ただし、ア、イの場合において、道路、橋の破損などで危険な場合、公共交通機関の停止、自家の被害が著しい場合には無理して登校しなくてもよい

- ② 岐阜市以外に住んでいる生徒が、登校する以前に岐阜市に該当の警報が発表されている場合・・・①に準じる。

- ③ 岐阜市以外に住んでいる生徒が、岐阜市に該当の警報が発表されていなくても、登校する以前に居住あるいは登校時に通過する市町村に該当の警報が発表されている場合・・・①に準じる。

【登校前】 ○岐阜市に該当の警報が発表されている場合は自宅待機とする。

【登校中】○登校中に該当の警報が発表された場合、発表を知った時点で、直ちに安全な方法で帰宅する。しかし、学校の方が時間的・地理的に近く、より安全が確保される場合は登校し、学校に待機してもよい。

【登校後】○登校後に該当の警報が発表された場合、原則学校待機とする。

○警報発表前に一斉下校を実施する場合や、該当の警報が発表されて学校に待機となった場合は、「学校緊急連絡メール（『すぐーる』）」による配信を通じて、保護者に連絡を入れる。

○生徒が帰宅したら下記のいずれかの方法にて、保護者、生徒から学校へ帰着連絡をする。

「学校緊急連絡メール（『すぐる』）」による配信メール文に、質問と回答選択肢が表示されている場合はそれに従い返信をする。メールが使えない状況の場合は、電話 058-231-2905(代)まで連絡する。